

## 少年法改正（2022 年法）と特定少年

著者	小関 慶太
雑誌名	リカレント研究論集
号	2
ページ	10-20
発行年	2022-03-31
URL	<a href="http://doi.org/10.34381/00000116">http://doi.org/10.34381/00000116</a>

## 【研究論文】

# 少年法改正 (2022 年法) と特定少年

**キーワード: 特定少年 実名報道 厳罰化 デジタルタトゥー 少年法改正**

小 関 慶 太 (KOSEKI keita)

## 1. はじめに

少年法適用年齢引き下げ等に関する法制審議会少年法・刑事法 (少年年齢・犯罪者処遇関係) 部会で3年半の期間に議論が行われ2020年10月29日「諮問第103号に対する答申」を法務大臣に行い、法務省における法案立案に至った。その後2021年2月19日「少年法等の一部を改正する法案」が国会へ上程、同年5月21日法案の通りに成立した<sup>1</sup>。法案は、年長少年 (18歳及び19歳) の者にふさわしい刑事司法制度の整備が盛り込まれた。なお年長少年は名称を「特定少年」と定義し、少年法の枠組みの中で対象 (適用) とすることで、年齢引き下げの議論における少年法の枠組みを18歳に引き下げることが回避したようにも見える。年齢の枠組み区分として幼稚園や保育施設等の年齢別区分でもある、年少・年中・年長の成長に合わせた呼称が使われているよう、少年も年少少年、年中少年、年長少年から特定少年とすることで、年齢区分に繋がりが弱く若しくは断絶したように変わった。改正法の内容も表向きは少年法の枠組みの中で対象としつつも、特定少年の取り扱い、成人に近い扱いとなっていると思われる。特定少年も少年法の中で健全育成の対象としつつも、行為責任 (犯情) を重要視して保護処分を決定する改正法64条や、検察官が刑事処分を広く認め要件を緩和する改正法62条といった厳罰化につながっている。また公訴請求後に実名報道を許す規程として改正法68条が新設された。これらの改正は、家庭裁判所全件送致主義を採用したものの実質的には成人事件同様に刑事処分を前提とした改正である<sup>2</sup>。

本改正に至るまでの背景として法令の改正に関連した事項は、①2007年5月、国民投票法、②2009年10月、民法成人年齢引き下げ (20歳から18歳)、③2014年6月、国民投票法改正 (投票権を20歳から18歳)、④2015年6月、公職選挙法改正が挙げられる。また2015年11月から2016年12月までに法務省が行った「若

<sup>1</sup> 山口直也 a 「少年法等の一部を改正する法律案提出の経緯及びその内容」『判例時報 (2478)』(判例時報社、2021) 152 頁、廣瀬健二『少年法』(成文堂、2021) 549 頁以下

<sup>2</sup> 山口直也 b 「「子ども」の法定年齢の比較的検討」『法学セミナー (802)』(日本評論社、2021. 11) 12 頁以下、佐々木光明「少年法改正の背景と自己責任論の帰結—「行為責任」論が侵食する少年非行への理解」『法と民主主義 (556)』(日本民主法律家協会、2021) 3 頁以下参照、八田次郎「年長少年の刑事司法化に抗する」『法と民主主義 (556)』(日本民主法律家協会、2021) 36 頁以下参照

年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が挙げられる<sup>3</sup>。本会では、有識者 (少年法研究者・実務家等) の意見を聴取して検討が行われたが、年齢引き下げに関して結論に至らなかった<sup>4</sup>。しかし、改正付則第八条の 5 年後の運用に対する改正の可能性は否めない。

改正法は、少年非行が全般的に減少傾向にあり稚拙化している<sup>5</sup>のに対して状況を見誤り見誤った厳罰改正である。本稿では、改正法の問題点の整理を行い、今後が続けていく。

## 2. 2022 年改正法 (資料)

少年法 (以下「法」と示す) の一部を改正する法律 (令和 3 年 5 月 28 日 (法律第 47 号) 成立、令和 4 年 4 月 1 日施行) の改正のポイントは、3 でまとめる。

(図表 1) 新旧対照表 (本稿で関係する箇所のみ記載)

旧法	改正法
第四章 雑則 (第六十一条) 新設	第四章 記事等の掲載の禁止 (第六十一条) 新設 第五章 特定少年の特例 第一節 保護事件の特例 (第六十二条-第六十六条) 第二節 刑事事件の特例 (第六十七条) 第三節 記事等の掲載の禁止の特例 (第六十八条)
第二条 この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、 <u>満二十歳以上の者をいう</u> 。 2 この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。	第二条 この法律において「少年」とは、 <u>二十歳に満たない者をいう</u> 。 2 この法律において「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。
第五十六条 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年 (第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者を除く。) に対しては、特に設けた刑事施設又は刑事施設若しくは留置施設内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。 2 本人が <u>満二十歳に達した後でも、満二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる</u> 。 3 略	第五十六条 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年 (第三項の規定により少年院において刑の執行を受ける者を除く。) に対しては、特に設けた刑事施設又は刑事施設若しくは留置施設内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。 2 本人が <u>二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる</u> 。 3 略

<sup>3</sup> 山下幸夫「法制審議会の議論のあり方と経過について」『法と民主主義 (556)』(日本民主法律家協会、2021) 6 頁以下参照、小関慶太「少年法適用年齢引き下げの一考察(3) 枠組みとして健全育成の必要性」『八洲学園大学紀要 (15)』(2019. 3) <http://doi.org/10.34381/00000032>

<sup>4</sup> 前掲山口 a152 頁

<sup>5</sup> 非行の状況などに関しては [小関慶太「少年法適用年齢引き下げの一考察 (4・完) 一法改正をめぐる緊張感と少年法の在り方」『八洲学園大学紀要 (16)』(2020. 3) <http://doi.org/10.34381/00000098>] で扱った。

(図表 2) 新設法令表 (新法 (以下「新」と示す))

<p>第六十二条 家庭裁判所は、<b>特定少年</b> (十八歳以上の少年をいう。以下同じ。) に係る事件については、第二十条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、<b>特定少年</b>に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、<b>特定少年</b>の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの</p> <p>二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき<b>特定少年</b>に係るもの (前号に該当するものを除く。)</p>		
<p>第六十三条 家庭裁判所は、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号。他の法律において準用する場合を含む。) 及び政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) に規定する罪の事件 (次項に規定する場合に係る同項に規定する罪の事件を除く。) であつて、その罪を犯すとき<b>特定少年</b>に係るものについて、前条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たつては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。</p> <p>2 家庭裁判所は、公職選挙法第二百四十七条の罪又は同法第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等が犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪の事件であつて、その罪を犯すとき<b>特定少年</b>に係るものについて、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。</p>		
<p>第六十五条 第三条第一項 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、<b>特定少年</b>については、適用しない。</p> <p>2 第十二条、第二十六条第四項及び第二十六条の二の規定は、<b>特定少年</b>である少年の保護事件 (第二十六条の四第一項の規定による保護処分に係る事件を除く。) については、適用しない。</p> <p>3 第二十七条の二第五項の規定は、少年院に収容中の者について、前条第一項第二号又は第三号の保護処分を取り消した場合には、適用しない。</p> <p>4 <b>特定少年</b>である少年の保護事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
第四条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第十七条の二第一項ただし書、第三十二条ただし書及び第三十五条第一項ただし書 (第十七条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)	選任者である保護者	第六十二条第一項の特定少年

第二十三条第一項	又は第二十条	第六十二条又は第六十三条第二項
第二十四条の二第一項	前条第一項	第六十四条第一項
第二十五条第一項及び第二十七条の二第六項	第二十四条第一項	第六十四条第一項
第二十六条第一項及び第二項	並びに第二十四条第一項第二号及び第三号	及び第六十四条第一項第三号
第二十六条の三	第二十四条第一項第三号	第六十四条第一項第三号
第二十八条	第二十四条又は第二十五条	第二十五条又は第六十四条
<p>第六十六条 更生保護法第六十八条の二の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第六十四条第一項第二号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、これを少年院に收容する旨の決定をしなければならない。ただし、この項の決定により既に少年院に收容した期間が通算して同条第二項の規定により定められた期間に達しているときは、この限りでない。</p> <p>2 次項に定めるもののほか、前項の決定に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、この法律（この項を除く。）の規定による特定少年である少年の保護事件の手續の例による。</p> <p>3 第一項の決定をする場合においては、前項の規定によりその例によることとされる第十七条第一項第二号の措置における收容及び更生保護法第六十八条の三第一項の規定による留置の日数は、その全部又は一部を、第六十四条第二項の規定により定められた期間に算入することができる。</p>		
<p>第六十七条 第四十一条及び第四十三条第三項の規定は、<b>特定少年</b>の被疑事件（同項の規定については、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。）については、適用しない。</p> <p>2 第四十八条第一項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、<b>特定少年</b>の被疑事件（第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。）の被疑者及び<b>特定少年</b>である被告人については、適用しない。</p> <p>3 第四十九条第二項の規定は、<b>特定少年</b>に対する被告事件については、適用しない。</p> <p>4 第五十二条、第五十四条並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、<b>特定少年</b>については、適用しない。</p> <p>5 第五十八条及び第五十九条の規定は、<b>特定少年</b>のとき刑の言渡しを受けた者については、適用しない。</p> <p>6 第六十条の規定は、<b>特定少年</b>のとき犯した罪により刑に処せられた者については、適用しない。</p> <p>7 <b>特定少年</b>である少年の刑事事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
第四十五条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第四十五条の三第一項及び	第二十四条第一項	第六十四条第一項

第四十六条第一項		
<p>第六十八条 第六十一条の規定は、<b>特定少年</b>のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第四百六十一条の請求がされた場合(同法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつた場合を除く。)は、この限りでない。</p>		
<p>改正附則</p> <p>一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>(検察官への送致に関する経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の少年法(以下「新少年法」という。)第六十二条及び第六十三条の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致について適用する。</p> <p>(司法警察員の送致に関する経過措置)</p> <p>第三条 新少年法第六十七条第一項(少年法第四十一条に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の司法警察員から家庭裁判所への送致について適用する。</p> <p>(不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置)</p> <p>第四条 新少年法第六十七条第四項(少年法第五十二条に係る部分に限る。以下この条において同じ。)及び第五項の規定は、この法律の施行前にした行為(一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合においては、これらの行為を含む。)に係る刑の適用、仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については、適用しない。ただし、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為のうちこの法律の施行後のものであるものに係る罪のみについて新少年法第六十七条第四項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑が、これらの行為に係る罪の全てについて同項の規定を適用しないこととした場合に言い渡すことができる刑より重い刑となるときは、刑の適用についてはその重い刑をもって言い渡すことができる刑とし、仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については同条第五項の規定を適用する。</p> <p>(換刑処分の禁止に関する経過措置)</p> <p>第五条 新少年法第六十七条第四項(少年法第五十四条に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にした行為について科せられる罰金又は科料(次に掲げる罰金又は科料を除く。)に係る労役場留置の言渡しについて適用する。</p>		

一 一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金又は科料

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項の規定により併合罪として処断された罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金

(人の資格に関する法令の適用に関する経過措置)

第六条 十八歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられてこの法律の施行前に当該刑の執行を受け終わり若しくは執行の免除を受けた者又は十八歳以上の少年のとき犯した罪について刑に処せられた者でこの法律の施行の際現に当該刑の執行猶予中のものに対する人の資格に関する法令の適用については、新少年法第六十七条第六項の規定は、適用しない。

(記事等の掲載の禁止に関する経過措置)

第七条 新少年法第六十八条の規定は、この法律の施行後に公訴を提起された場合について適用する。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手續及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (図表 3) 関連法①新少年院法(下線箇所、新設)

(少年院の種類)

第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする。

(略)

五 第五種 少年法第六十四条第一項第二号の保護処分の執行を受け、かつ、同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた者

(個人別矯正教育計画)

第三十四条 少年院の長は、前条第一項の規定により在院者が履修すべき矯正教育課程を指定したときは、その者に対する矯正教育の計画(以下「個人別矯正教育計画」という。)を策定するものとする。

(略)

4 少年院の長は、第四条第一項第五号に規定する第五種の少年院に収容されている者(以下「第五種少年院在院者」という。)について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

5 少年院の長は、第一項の規定により個人別矯正教育計画を策定したときは、速やかに、その内容を、在

院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者（在院者が第五種少年院在院者である場合にあっては、相当と認める者及び保護観察所の長）に通知するものとする。（「旧 4」移動）

※下線・太字箇所は筆者が追加した。

### 3. 改正点の整理

成人年齢の引き下げの対象法令に関して、未成年者飲酒禁止法（現行法）、未成年者喫煙禁止法（現行法）は、対象の未成年者が健康的な理由より年齢の引き下げの対象とはならなかった。また少年法も年齢の引き下げにはならなかった。しかし、従来の年長少年（18.19 歳）は、新たにカテゴリー化し「特定少年」とされ、少年法の枠組みとしての健全育成を第一とする精神の中で対処されるものの、年中少年、年長少年とは異なる処遇が挙げられる。

（図表 4）社会と法と特定少年の位置関係図



#### ①少年法の適用、原則としての逆送の拡大

年長少年は、特定少年とカテゴリー化され、少年法の枠組みの中で成人同様の扱いを受ける。原則逆送の拡大（新 62 条）、逆送決定後は成人同様の扱い（新 68 条）として、起訴後の実名報道や法定刑の上限が 30 年（年中少年以下は 15 年）となる。

2009 年以降、55 条移送が形骸化しているが、本改正で家庭裁判所が保護処分ではなく刑罰（刑事処分）とした場合は、逆送が決定される。これまでの「刑事処分相当」ではなくなる。又重大な事件（法 21 条 1 項）、原則逆送事件は、原則として逆送が決定される。

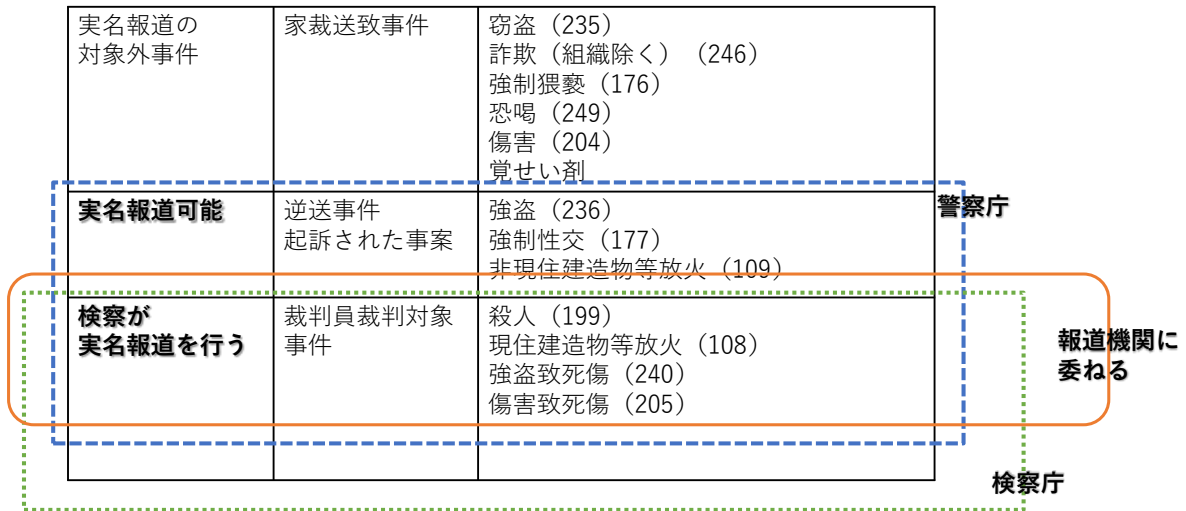
原則として逆送の対象事件（原則逆送事件）は、犯行時に特定少年（18 歳以上の少年）であり、死刑、無期



又は短期 (法定刑の下限) 1 年以上の懲役・禁錮にあたる罪<sup>6</sup>が追加され対象となった。

(図表 5)

実名報道の範囲想定図



\* ( ) 内、刑法規定

## ②実名報道

最高検察庁は、2022 年 2 月 8 日通達として「犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻な事案」を実名公表の検討対象とする。「社会の正当な関心に応えるという観点から公表を検討すべきだ」と示した<sup>7</sup>。衆参法務委員会は「更生などの妨げにならないような配慮の周知を政府に求める付帯決議を採択<sup>8</sup>」した。

しかし「社会の正当な関心に応える」という点に関しては、いかようにも解釈が出来てしまうことが危惧される。一時的な関心のために、少年がデジタルタトゥーに曝されてネット上の情報として忘れ去られることが残ってしまうことは、再犯防止の観点から適切なことではない。また「地域社会に与える影響」とあるが、社会的な影響力がある事案に関しては、デジタルタトゥーが更生の妨げになることも否めない。

警察庁は、犯罪捜査規範 209 条を改正し、「起訴後の特定少年の事件については「この限りでない」と、制限を解除した。<sup>9</sup>」すなわち、逮捕後に報道機関に情報が共有されることが推察される。また新聞協会の声明・見解によれば特定少年の起訴後の扱いは各社の判断に委ねられる<sup>10</sup>。

佐々木央 (元共同通信社) は、「インターネットのコメント欄を理由にした自殺など、メディアには社会的

<sup>6</sup> 現住建造物等放火罪、強制性交罪、組織的詐欺罪等

<sup>7</sup> 産経新聞 (2022. 2. 8) 「18 歳実名、裁判員事件対象 最高検が通達 改正少年法施行で」  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/eb13378a84ac6d58d7008d9471c414fbeb69c3ff?fbclid=IwAR1ZLWEUeH1HjRsLp48FjnIAurFXOM1Q3ps1DQm9nB7DCYTVsxjre0mExYY> (最終閲覧日: 2022. 2. 8)

<sup>8</sup> 前掲産経新聞

<sup>9</sup> 共同通信社 (2021. 12. 23) 「少年推定の制限、解除 犯罪捜査規範を改正」  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/05bd8c88feb4159dcffd7effac6b6ffa55925dd6> (最終閲覧日: 2022. 2. 10)

<sup>10</sup> 一般社団法人新聞協会 「新聞協会の少年法第 61 条の扱いの方針」  
[https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220216\\_89.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220216_89.html) (最終閲覧日: 2022. 2. 24)

『リカレント研究論集 (2)』(2022. 3)  
少年法改正 (2022 年法) と特定少年 (小関慶太)

制裁を引き出す側の面があり、社会から忘れられることも難しくする。言葉が人を殺す時代であり、報道の仕事には負の側面もあることを自覚すべきだ。<sup>11</sup>」と主張する。

### ③特定少年と虞犯事案

虞犯少年 (法 3 条 1 項 3 号) の対象外 (新 65 条 1 項) とされている。特定少年の虞犯事案に関しては、少年法の枠組みの中では「少年」であるものの民法上 (改正民法 1 条) では成人となる<sup>12</sup>。例えば、特定少年が成人と関わる中で飲酒や喫煙など法律によって禁止されていることを犯した場合に育て直しの視点から、「なぜやってはいけないのか」より法律違反で対処するのでは、そこから反発が生まれてしまい、更なる虞犯該当行為は、非行に繋がってしまう。よって、特定少年=民法上の成人であるからと言って、虞犯 (=犯罪の恐れのある行為) を外してしまうことには危険性があると解される。

### ④裁判員年齢引き下げ

これまで公職選挙法で選挙年齢が引き下げられたが裁判員裁判の対象年齢は、裁く側の年齢と裁かれる側の年齢の均衡性の観点より付則で当面 20 歳と規定されていた。裁判員裁判の年齢引き下げに関しては、これまで注目されることはなかった<sup>13</sup>。

裁判員制度は、一般の方の考え方を裁判に反映することが目的でもあるが、社会を十分に理解していない、社会経験が浅い高校生から人を裁く経験をするのは、良い点もあるが、良くない点もある。上告、控訴が出来るもののそれは、そのような機会が準備されているだけであり、活用しなかった場合に確定した際に、経験が浅い、教育を受けていない者に与える影響力は大きなものがあるように思われる。2022 年 4 月以前は、年長少年と成人の違いは、弁識能力すなわち判断に責任 (刑事未成年) を持つことができるかが問われてきた。例えば死刑と無期を争う事案において、その判断が生涯の心の負担となることも想定<sup>14</sup>できる。

教職課程 (幼稚園教諭免許) の日本国憲法 (2018~2022) の授業の中で裁判制度を学ぶために Youtube 動画<sup>15</sup>を視聴した後に模擬裁判を行った (2018~2021)。模擬裁判では、裁判官、検察官、弁護人、証人、被告人役を決めて一連の流れを体験した上で参加者全員が裁判員として有罪・無罪と量刑の判断を行った。量刑に関しては、やや厳しい判決が言い渡された印象であった。しっかり考えて量刑を考えるグループもあれば、被告人役の学生を死刑に科したいから死刑を選択するグループもいる。

オンデマンド授業では、Youtube 動画<sup>16</sup> (2022) を視聴し感想文の課題を出題した。感想文の中で半数近くが小学校以降に裁判員について学んできたが、よくわからなかったと回答をしていた。裁判員として裁判に関わりたいかに関しては、参加したい者もいれば自信がない、参加したくないと賛否が分かれていた。

高校生が裁判員として関わる以上、主権者教育や法教育<sup>17</sup>はこれまで以上に必要となる。また運用において、

<sup>11</sup> 山梨日日新聞 (2022. 3. 1) 2 版社会面

<sup>12</sup> 小西暁和「「特定少年」に対する「虞犯」規定の適用除外について」『法律時報 (94・2)』(日本評論社、2022. 2) 40 頁以下

<sup>13</sup> 産経新聞 (2022. 1. 6) 「(5) 裁判員参加 「社会の一員」 考える契機に」[https://www.iza.ne.jp/article/20220106-YZ6GSTUJ5N145PIQUOPGCRAPI/?utm\\_source=yahoo%20news%20feed&utm\\_medium=referral&utm\\_campaign=related\\_link](https://www.iza.ne.jp/article/20220106-YZ6GSTUJ5N145PIQUOPGCRAPI/?utm_source=yahoo%20news%20feed&utm_medium=referral&utm_campaign=related_link) (最終閲覧日: 2022. 2. 8)

<sup>14</sup> 成人も同様

<sup>15</sup> 映画「評議」(裁判所) <https://www.youtube.com/watch?v=qZ526-RYjYI>

<sup>16</sup> アニメーション「ぼくらの裁判員物語」(裁判所) <https://www.youtube.com/watch?v=lgEi6XwuZ0c&t=1161s>

<sup>17</sup> 大城聡「裁判員年齢の引き下げ~18 歳から裁判員に」<http://www.jic1.jp/hitokoto/backnumber/20220221.html> (2022. 2. 21) 法学館憲法研究所 今週の一言 (最終閲覧日: 2022. 2. 24)

18 歳以上の高校生の場合は、忌避事由に組み込むなどの考慮が求められるのではないだろうか。すなわち、高校生が裁判員選任は除外すべきである<sup>18</sup>。

#### ⑤5 年後の検討

附則 8 条は、「施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律 (平成三十年法律第五十九号) による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の方法及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」より、更なる改正の可能性が否定できない。

#### 4. むすびに代えて

成人年齢引き下げ (民法改正) に伴い、少年法の年齢も長きにわたって議論が行われてきたが、この議論が十分であったかの疑問は残る。その理由として、2022 年改正法は、結果として 18・19 歳の年長少年を少年の特例としたカテゴリー「特定少年」に区分し、成人同様に実名報道の対象とすることや成人に近い刑事手続きを行うことで、犯情重視により可塑性・要保護性や虞犯性を無視した対応となり、少年法の理念である健全な社会人への育成に妨げることが想定される。

実名での犯罪報道に関して、刑事訴訟法上の無罪推定の原則に反する。裁判で終審までは、被告であって有罪とならない限り、無罪の可能性は残されている。無罪の者が社会で市民生活を送る上で犯罪者とラベリングかされることで生きづらさや職や居場所を失うこともありうる。すなわち、報道の結果は不利益を生む、犯罪者とラベリングされたものは、無罪となった際に尊厳と名誉が回復し、社会復帰に至るのだろうか。実名報道により、社会的制裁としてコントロールが利かないインターネットのバーチャル空間において当事者やその家族、親戚をも曝され私刑に相当する行為に至る危険性がある。デジタルタトゥーは、インターネット空間において消えることなく拡散され、社会復帰後に大きな障害になりうる危険性がある。現代社会における報道は、新聞、週刊誌、テレビだけではなく、一般市民による動画サイトやインターネット上のサイト、掲示板と様々な媒体に広がっていく。またインターネットは、検索をすることができることで、忘れられていた記憶が再び甦り、特定の個人を晒すなどといった問題も挙げられ、考えていけなければならない問題である。

2022 年改正法は、昨今の刑事政策の潮流である再犯予防に逆行する年長少年に対する厳罰化及び、再社会化を妨げるデジタルタトゥーによる過去を忘れる機会を喪失させるものである。以上より今後の運用にあたっては謙抑的な扱いが望ましい。

---

<sup>18</sup> 小関慶太「少年法適用年齢の引き下げは必要か?—年長少年に与える影響」  
<http://www.jicl.jp/old/hitokoto/backnumber/20180604.html> (2018. 6. 4) 法学館憲法研究所 今週の一言 (最終閲覧日: 2022. 2. 24)

『リカレント研究論集 (2)』(2022. 3)  
少年法改正 (2022 年法) と特定少年 (小関慶太)

### 主たる参考文献

『法学セミナー』(日本評論社) 2021. 11 (802 号)  
『法律時報』(日本評論社) 2022. 2 (94 卷 2 号)  
『法と民主主義』(日本民主法律家協会) 2021. 3 (556 号)  
『家庭の法と裁判』(日本加除出版株式会社) 2022. 2 (36 号)  
葛野尋之・武内謙治・本庄武編著『少年法適用年齢引下げ・総批判』(現代人文社、2020)  
片山徒有他『18・19 歳非行少年は、厳罰化で立ち直れるのか』(現代人文社、2021)  
廣瀬健二『少年法』(成文堂、2021)  
山下敏雅・牧田史・西野優花『少年のための少年法入門』(旬報堂、2022)  
法務省 法務総合研究所『令和 3 年度 犯罪白書』(2022)

受理日：2022 年 3 月 3 日

小関慶太：八洲学園大学 生涯学習学部 専任講師